

## 創業及び事業承継支援に関する連携協定書

長野県（以下「甲」という。）、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社（以下「乙」という。）は、相互に連携して創業及び事業承継支援施策に取り組むことで、県内産業の持続的な発展や新たな産業の創出を目指し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携しながら創業及び事業承継支援施策に取り組み、県内産業の持続的な発展や新たな産業の創出を目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 創業及び事業承継の支援を目的としたファンドの設立及びその運営に関すること
  - (2) 甲及び乙が有する資源や知見、専門性の活用に関すること
  - (3) 甲及び乙が協働して実施する事業に関すること
  - (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること
- 2 前項推進のため、乙がその関係する法人等と共にこれを行うことを妨げない。ただし当該法人等は、第4条に定める義務を遵守するものとする。
- 3 第1項の事項を効果的に推進するため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、必要に応じて協議を行うものとする。
- 4 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、第1項各号に定める連携事項を自らの責任において誠実に遂行するものとする。この限りにおいて、相手方から提供を受けた情報等に不正確や誤り等があった場合でも、互いに損害賠償を求めることはできないものとする。

### （有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結の日から締結の日の属する年度の末日までとし、有効期間満了の日の1か月前までに甲及び乙のいずれからも別段の申し出がないときは、更に1年間自動更新するものとし、その後も同様とする。

### （守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において知り得た秘密及び関係者の個人情報を第三者に提供もしくは漏洩し、又は第1条に規定する目的以外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 本協定が前条の有効期間の満了等により効力を失った後も、前項の規定による秘密保持等の義務を負う。

(その他)

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年12月8日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2  
長野県知事

乙 京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町 659 番地烏丸中央ビル  
フューチャーベンチャーキャピタル株式会社  
代表取締役社長